

令和7年2月17日

事業主各位

出版健康保険組合

資格取得届・被扶養者（異動）届における「事前提出」のお願い
及び「電子申請」の推進について

平素より、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より保険証の発行は廃止となり、医療機関等の受診に際しては、マイナ保険証での受診が原則となりました。事業主におかれましては、資格取得届等を作成の際は、新入社員がマイナ保険証を保有しているかの確認が新たに必要となり、ご尽力されていることと存じます。一方で、マイナ保険証で受診するためには、当組合がオンライン資格確認等システムに加入者の資格情報を登録する必要がございます。そこで、加入者が切れ目ない保険診療を受けられるよう「個人番号」が記載された「資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」を入社日前に「事前提出」していただきますようお願いいたします。「事前提出」していただくことで、入社日からマイナ保険証を利用することができます。なお、マイナ保険証を保有していない加入者におかれましても、「資格確認書」を入社日に発行することが可能となります。

また、特定法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）に於いては、社会保険・労働保険に関する一部の手続きは必ず「電子申請」で行うこととなっております。「電子申請」には様々なメリットがありますので、特定法人以外の事業所も積極的に取り入れていただきますようお願いいたします。

記

1. 「事前提出」について

「事前提出」は、基本的に入社日の2週間前から受付をいたします。

ただし、繁忙期となる4月1日入社届出については、3月3日から受付を行います。また、3月24日までに当組合に提出していただいた場合は、4月1日に「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の発行をいたします。

詳しくは、「事業主の皆様へ」

URL：https://www.phia.or.jp/bbs/kyotsu/20250217_1.pdf

をご確認ください。

2. 「電子申請」について

「電子申請」を行うメリットとしては、事務負担の軽減はもちろんの事、セキュリティの確保、配送コスト・時間の削減など様々なメリットがございます。詳しくは、「マイナポータルを利用した電子申請について」

URL：https://www.phia.or.jp/bbs/kyotsu/20250217_2.pdf

をご確認ください。

※ 「マイナンバーに関するよくある質問」も作成いたしましたので、ご活用いただければと思います。

URL：https://www.phia.or.jp/bbs/kyotsu/20250217_3.pdf

をご確認ください。

【問合せ先】

出版健康保険組合

業務部適用課 03-3292-5005

大阪支部業務課 06-6944-4300